特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和8年3月2日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	重点支援地方交付金の「低所得世帯支援枠」を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯に一世帯あたり3万円、非課税世帯に18歳以下の子どもがいる場合は追加で一人あたり2万円を支給する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ・令和6年1月2日から令和6年12月13日までに本市に転入してきた者の支給要件及び公金受取口座の確認事務
③システムの名称	1.　令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金システム 2.　中間サーバー 3.　団体内統合宛名システム 4.　住民基本台帳ネットワークシステム 5.　税務関係システム

2. 特定個人情報ファイル名
価格高騰重点支援給付金事業ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項　別表　項番135 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日令第5号）第74条 ・公的給付の支給等の迅速勝つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表　項番135 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日令第5号）第74条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市　保険福祉部　生活福祉課
②所属長の役職名	理事兼福祉事務所長（生活福祉課長）

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市　企画総務部　総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市 保険福祉部 生活福祉課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地　TEL.0883-52-5604

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・漏えい等のリスク軽減の取組の一つとして、オンライン申請を導入しており、これにより手作業が介在する申請数が減少することが期待される。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に一回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月27日	新規	無し	各項目ごとに入力	事前	
令和5年11月24日	Ⅰ関連情報 ②事務の概要	1世帯当たり3万円を支給する。	1世帯当たり7万円を支給する。	事前	
		①令和5年10月31日までに	令和5年12月1日までに	事前	
		①支給要件の確認事務	・支給要件及び公金受取口座の確認事務	事前	
		②令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業等において住民税が課税されている者の扶養	削除	事前	
	Ⅱしきい値判断項目				
	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月27日 時点	令和5年11月24日 時点	事前	
	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月27日 時点	令和5年11月24日 時点	事前	
令和7年2月5日	表紙　複数箇所	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	価格高騰重点支援給付金	事前	
	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	価格高騰重点支援給付金	事前	
	②事務の概要 ③システムの名称		令和6年度の給付金事業に合わせて変更	事前	
	3. 個人番号の利用　及び 4. 情報提供ネットワークシス		根拠法令の改正に合わせて変更	事前	
	5. 評価実施機関における担当部署　及び	生活福祉課	給付金対策室	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　及び　2. 取扱	令和6年1月1日　時点	令和7年2月5日　時点	事前	
	その他新規箇所	無し	各項目ごとに入力	事前	
令和7年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	給付金対策室	生活福祉課	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ1. 対象人数、2. 取扱者数	1. 対象人数　1,000人未満（任意実施） いつの時点の計数か　令和7年2月5日時点 2. 取扱者数　500人未満 いつの時点の計数か　令和7年2月5日時点	1. 対象人数　1,000人未満（任意実施） いつの時点の計数か　令和8年3月1日時点 2. 取扱者数　500人未満 いつの時点の計数か　令和8年3月1日時点	事前	対象人数及び取扱者数の再集計による見直し